

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【水産総合研究センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月9日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人水産総合研究センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 現預金／資本剰余金減資差益相当額／金銭納付／73,865,917円／平成19年度漁業調査船の譲渡により固定資産売却損が発生し、当時の独法会計基準により会計処理を行った結果現預金を保有することとなった。この留保現預金について、不要財産と認定して、平成24年10月16日に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 実物／中央水産研究所高知庁舎／21年度末時点簿価590,770千円／現物納付／組織の見直しにより23年度末で廃止した。当該資産については不要財産と認定して、平成25年6月28日に現物国庫納付した。</p> <p>● 実物／北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設／21年度末時点簿価152,259千円／現物納付／組織の見直しにより近隣の事業所に機能移転を行い24年度末で廃止した。当該資産については不要財産として現物国庫納付予定。</p> <p>○ 現中期計画において、「利用率が低調な宿泊施設等について、これまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止も含め検討を行う」としているところ。具体的には、23年度にこれまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証し、東北区水産研究所外来研修員宿泊施設の一部を廃止した(資材保管庫として活用)。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● その他の資産については、引き続き、固定資産の減損状況確認調査や現物確認調査を行うことにより、資産の利用度のほか、経済合理性といった観点に沿って、保有の必要性について見直しを行う。具体的には24年度に小型の漁業調査用船舶を3隻廃船した。</p>

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を平成23年4月1日に行い、今中期計画期間中に事業所数の縮減を行うこととしている。特に、技術普及・モニタリングのみ行っているさけます事業所については、近隣のさけます事業所への統合を図ることで、経費の縮減(効率化目標)の達成を図る予定。北海道区水産研究所十勝さけます事業所について、近隣の更別施設に統合して25年度末で廃止予定。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を平成23年4月1日に行い、今中期計画期間中に事業所数の縮減を行うこととしている。特に、技術普及・モニタリングのみ行っているさけます事業所については、近隣のさけます事業所への統合を図ることで、経費の縮減(効率化目標)の達成を図る予定。北海道区水産研究所十勝さけます事業所について、近隣の更別施設に統合して25年度末で廃止予定。

3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 現在、競争入札等推進会議において事前審査及び事後点検を行うことで随意契約等見直し計画の着実な実施を推進するとともに一者応札・応募となった契約について事後点検を実施しているところであるが、今後も実質的な競争性を確保して、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>【平成22年度の契約実績】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等9,923,925,833円(88.3%)、競争性のない随意契約1,319,349,034円(11.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等658件(70.0%)、競争性のない随意契約280件(30.0%) (注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(1,077百万円、238件)を含む。</p> <p>【平成23年度の契約実績】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等6,305,340,900円(89.5%)、競争性のない随意契約738,583,253円(10.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等549件(92.3%)、競争性のない随意契約46件(7.7%) (注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(111百万円、16件)を含む。</p> <p>【平成24年度の契約実績】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等9,352,228,009円(98.3%)、競争性のない随意契約161,285,764円(1.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等515件(94.3%)、競争性のない随意契約31件(5.7%) (注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(48百万円、11件)を含む。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし(当法人には「関連法人」はない)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 当法人では、以下の共同調達の取り組みを行っており、今後も共同調達が可能なものを検討し、さらなるコスト縮減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶用燃油の調達、電気(高圧)の調達、外国雑誌の調達、調査用消耗品(XBTプローブ・XCTDプローブ、データ記録型電子標識)の調達
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>ア) 現在、競争入札等推進会議において事前審査及び事後点検を行い、常に調達にかかる仕様書の見直し及び調達方法の見直しを実施しており、今後も継続する。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は活用している。また、他の研究機関との機器類等の共同利用を実施している。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関等の購入実績等を確認し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 施設等の保守管理については、コスト等を検討し、中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務を平成24年度から3年間の複数年・包括契約を行い経費削減を図ったところであり、実施要項等に基づき常に本業務の質の維持・向上に努めている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 公共サービス改革基本方針(平成23年7月15日閣議決定)を踏まえ、仕様の見直し等を行い、実質的な競争を確保するとともに、契約案件の取りまとめを行う等、調達の効率化、経費の削減に努めている。また、施設等の保守管理については、コスト等を検討し、中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務を平成24年度から3年間の複数年・包括契約を行ったところ。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与と規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	●ラスパイレース指数は事務・技術97.2、研究職90.0(平成24年度)であり、国家公務員より給与水準が低い。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●理事長、理事及び監事の報酬については、従来より個別の額を公表しているところであるが、今後も個人情報保護にも留意しつつ、継続する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、独立行政法人評価委員会において、ラスパイレース指数が100を超えていないか等について事後評価を行ってきたところであるが、今後も引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	●今中期計画において、「運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、平成22年度予算額を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する」としている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、現在も国家公務員準拠となっているが、今後も引き続きその維持を図る。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●毎年度の事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各研究開発業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。また、機械等の整備に必要な経費については、センター本部において必要性・効率性の観点から点検・精査することで合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●コンプライアンスを含む内部統制全般について体制の充実・強化を図るため、新たに内部統制を担当する「監理室」を設置した(平成23年4月1日)。 新:監理室長ほか2名(計3名) 旧:監査役2名
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●事業の目的を踏まえつつ、施設使用料の徴収など受益者負担の適正化に努める。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	●事業の目的を踏まえつつ、寄附金等による自己収入の確保に努める。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●水産総合研究センター叢書の刊行による出版収入を積極的に図るほか、知的財産の活用については、保有権利やノウハウについて、社会連携推進活動を通じて、民間企業等との実施契約等による権利の活用と収入の拡大を図ることに努める。

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 研究課題については、水産業及び水産行政を取り巻く喫緊の課題に的確かつ効率的に対応し、限られた研究資源を合理的に活用するために重点化を図るとともに、都道府県、大学及び民間企業との役割分担を踏まえ、その対象を真に実施する必要があるものに限定している。各課題の計画及び進捗状況は、研究課題進行管理者を配置して常に点検を行うとともに、研究課題評価会議を開催して評価を実施している。また、研究課題を含めた法人全体の業務実績の自己評価は、外部の有識者から成る機関評価委員会における審議結果を踏まえて決定している。さらに業務実績は、農林水産省独立行政法人評価委員会において外部評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 研究開発等の課題の評価により、必要性、緊急性、有効性等を検証し、継続の必要性がないと判断するものは廃止することとしており、評価結果は研究開発等の効率的かつ重点的な推進に向けた資金等の配分に適切に反映している。農林水産省独立行政法人評価委員会による業務実績の評価結果と業務運営等への反映状況をホームページ上で公表し、国民への説明責任を果たしている。</p>

No.	64	所管	農林水産省	法人名	水産総合研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	水産物の安定供給確保のための研究開発	23年度から実施	水産業に係る政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化を図るなど事業実施体制を見直し、事業規模の縮減を図る。 また、本省が行う水産業に係る施策の内容を法人の内部評価に反映させ、現在の研究テーマについては、水産業に係る政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、調査研究の重点化を図る。 この際、「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」を廃止する。	1a	1. 栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正をH23.4.11に行った。 2. 水産業に係る政策の優先事項、水産基本法の基本理念に基づき、今中期計画においては、①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発、の5つの課題に重点化した。また、評価においては、自己点検結果をもとに外部評価委員を加えた評価を実施し、独立行政法人評価委員会の評価と合わせて業務運営及び中期計画の進行管理に反映させる。これまでも研究計画の立案段階から精査を行ってきたが、今中期計画においては、新たに設置した(H23.4.1)重点研究課題のリーダーが、研究内容について十分な精査の上、政策上喫緊の課題に的確かつ効果的に対応している。 3. 「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」は廃止した。 4. また、中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定め、平成24年度予算においては平成22年度に比べて、一般管理費は67,425千円(7.9%)、業務経費は1,359,905千円(15.5%)、合計して事業費全体で1,427,330千円を削減し、事業規模の縮減を行った。	措置済み
02	水産業の健全な発展と安全・安心な水産物供給のための研究開発					措置済み
03	研究開発の基盤となる基礎的・先導的研究開発及びモニタリング等					措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	不要資産の国庫返納	23年度中に実施	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金のうち約11億円を国庫納付する。	1a	平成24年1月16日に国庫納付した。	措置済み
05	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化	23年度以降実施	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化によって事業所数の更なる縮減を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っているさけます事業所については、近隣のさけます事業所への統合を図る。	2a	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を行い事業所数の縮減を行った。なお、北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設について、24年度末に廃止した。	北海道区水産研究所十勝さけます事業所について、近隣の更別施設に統合して25年度末に廃止予定。
06	事務所等の見直し	23年度以降実施	西海区水産研究所石垣支所研修宿泊棟(稼働率:6%)、北海道区水産研究所外来研究員宿泊所(稼働率:7%)、東北区水産研究所外来研修員宿泊施設(稼働率:3%)等の利用率の低い施設については、これらの宿泊施設の近年の利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。	2a	利用率が低調な宿泊施設等について、これまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証し、23年度には東北区水産研究所外来研修員宿泊施設の一部を廃止した(資材保管庫として活用)。	今後も利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。

No.	64	所管	農林水産省	法人名	水産総合研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等 水産業関係研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。	1	水産業関係研究開発推進ブロック会議等において、連携推進と課題の役割分担についての議題を設け、大学や民間からの情報収集に努めつつ一層の意見交換を図り、連携強化、役割分担を推進し、外部資金の研究プロジェクトへの応募に対応した。	今後も引き続き連携強化、役割分担を推進する。
2	組織の見直し	調査船の縮減 平成20年度以降の調査船の全体運航計画を見直し、平成19年度中に調査船1隻を縮減する。	1	平成20年1月30日に探海丸の除籍のための主務大臣の認可を得て、2月26日に売買契約締結、3月31日に引き渡し、縮減した。	措置済み